

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置 の名称 (項)(目)(目 細)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管 理 案 番 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・関係 省庁
1010010	農林水産省	農地法の転用等(3) : 農業用途を条件に転用 した土地の固定資産税見直し	地方税法	・農業用途を条件とした農 地の転用であっても、転用 後の用途に応じた評価・課 税が行われる。	C	1 固定資産税はその資産価値 に応じた負担を求めるもので あり、適正な時価に基づき課 税することが原則です。 2 農地についてもこの原則に 即して固定資産の評価・課税 が行われています。 3 農地法の規制がかかってい ない土地(工業用地等)のうち 植物工場用地のみ農地並みの取 扱とすることは、固定資産税の 課税の適正化及び公平性を損な うものと考えます。 4 なお、植物工場の普及・拡 大に向けては、高度環境制御裁 培施設、養液栽培装置等の施設 整備やリース導入を支援してい るところです。	-	-	1 0 3 2 0 6 0	農地法の転用等(3) : 農業用途を条件に転用 した土地の固定資産税見直 し	復興支援に関わる農地法・農業振興地 域促進法の支援措置を要望します。 ③[農地転用後の固定資産税減免] 農業用途に農地転用した後の土地に対 して、農地と同等の固定資産税を適用 する。具体的には、敷地をコンクリ ートで固めた植物工場で農作物を安定的 に生産し、加工、販売までできる6次 産業化につながるプログラムを対象と する。	③[農地転用後の固定資産税減免] ⇒実施理由: 農地を農業用途で転用した場合の設備に対して、農地と同内容の 固定資産税の適用により、投資ハードルを下げることで投資する魅力を高めるこ とで復興の担い手を確保する。	農地法4、5条	東京都	株式会社パ ソナグルー プ		農林水産省	
1010020	農林水産省	生産緑地活性化促進特区の 創設 (税制関係)	租税特別措置 法第70条の6 第1項	相続税納税猶予の適用を受 けている農地について譲 渡、貸付け等をした場合、 猶予税額に利子税を加え納 税する。	C	生産緑地に係る相続税の取扱い については、都市政策や農業政 策など総合的観点から慎重に検 討されるべき課題と考えており ます。	-	-	1 0 4 2 0 2 0	生産緑地活性化促進特区の 創設 (税制関係)	生産緑地地区の農地の貸借や市民農園 開設にかかる相続税納税猶予制度の適 用緩和を行う。(租税特別措置法関 係)	都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、 都市部における多面的な公益的機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市 計画において保全すべき農空間として積極的に位置づけていく意義があります。 つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支 援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時 の洪水防止や一時的な避難用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多大な効 用があり、都市住民ニーズにも応えられることができます。 よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、 ①生産緑地での利用権設定等促進事業(農業経営基盤強化促進法による農地貸 借)及び特定農地貸付方式の市民農園開設における相続税納税猶予の適用を認め てほしい。適用が可能となれば、農地の利活用や長期的・安定的に利用でき る質の高い市民農園の供給が確実に増えます。 ②相続税の申告及び納税の期限は10ヶ月以内となっていますが、生産緑地にか かる相続税については、さらに1年間は申告・納税を猶予してほしい。	租税特別措置法 第70条の6第 1項	大阪府	箕面市	別添資料有り	農林水産省 国土交通省	